

保健所移転整備の基本的な考え方について

「中野区区有施設整備計画」に基づく保健所の移転整備について、基本的な考え方をまとめたので、以下のとおり報告する。

1 基本的な考え方

新しい保健所の整備検討にあたっては、従来の保健所機能を移転するだけでなく、健康危機管理の拠点として、健康危機が発生した場合にも対応できる施設整備を行う。また、区民や事業者の利便性の向上を図りながら、中野区の保健医療施策を効率的、効果的に実施できるよう、保健所機能のさらなる充実を図っていくこととする。（詳細は別紙のとおり）

2 移転整備予定地の概要

(1) 移転整備予定地（現教育センター分室）

計画地：中野区野方1丁目35番3号

(2) 用途地域

①近隣商業地域

地積 668.55㎡

容積率 400%

建ぺい率 80%

②第1種中高層住居専用地域

地積 80.15㎡

容積率 200%

建ぺい率 60%

3 今後のスケジュール

令和7年度（2025年度） 基本方針決定

令和8年度（2026年度）～令和9年度（2027年度）

基本計画決定・地質調査

令和10年度（2028年度）～令和11年度（2029年度）

解体設計・基本設計・実施設計

令和12年度（2030年度）～令和14年度（2032年度）

解体・建築工事

令和15年度（2033年度） 開設

保健所移転整備の基本的な考え方

令和6年（2024年）10月

中野区

I 移転整備の目的

保健所は、昭和48年に建築してから50年以上が経過しており、建物の老朽化が進んでいます。このため、「中野区区有施設整備計画」において、現在の中野区教育センター分室の場所に保健所を移転整備することとしています。

新しい保健所の整備検討にあたっては、従来の保健所機能を移転するだけでなく、新型コロナウイルス感染症対応における課題を踏まえ、健康危機管理の拠点として、区民の安全・安心な暮らしを守っていくために、新興・再興感染症をはじめ、災害等を含めて、健康危機が複合的に発生した場合にも対応できる、より機能的で充実した施設整備を行う必要があります。

移転先予定地は、敷地として十分な広さがあり、現在の保健所に比べて区役所に地理的に近接しているため、より迅速に連携を図ることが可能となります。

さらに今後は、保健所の様々な業務においてDXを推進し、ペーパーレス化や各種申請手続き等のオンライン化等により、区民や事業者の利便性の向上を図りながら、中野区の保健医療施策を効率的、効果的に実施できるようあわせて検討を行い、保健所機能のさらなる充実を図っていきます。

II 保健所の現況

(1) 現保健所の概要

住所	中野区中野2-17-4
敷地面積	1,652㎡
延床面積	2,086㎡
建築年度	1973年度
備考	上記のほか敷地内に設置している保健所分室（延床面積554㎡）も保健所事務の補助スペースとして使用している。

(2) 所在地



Ⅲ 移転整備予定地の概要

(1) 移転整備予定地（現教育センター分室）

計画地：中野区野方1丁目35番3号

(2) 用途地域

①近隣商業地域

地積 668.55㎡

容積率 400%

建ぺい率 80%

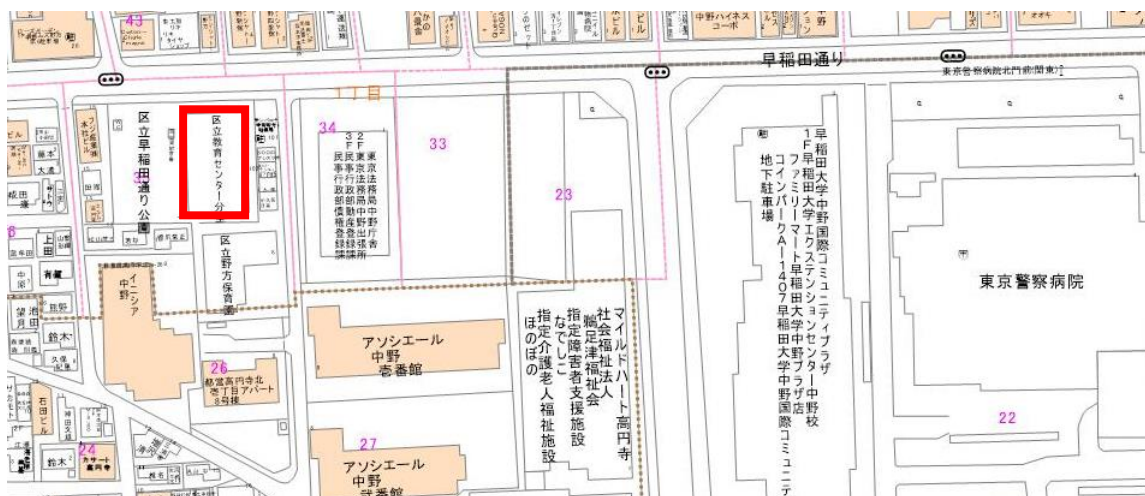
②第1種中高層住居専用地域

地積 80.15㎡

容積率 200%

建ぺい率 60%

(3) 移転予定地



IV 保健所の役割・機能

保健所は、地域保健法に基づき設置しており、地域の健康と衛生を支える重要な役割を果たしています。保健衛生に関する広域的で専門的なサービスを提供する拠点として位置づけられ、平時から、各種統計、食品衛生、環境衛生、医事・薬事、精神保健、感染症予防などに関する必須の業務を行うほか、同法第7条に基づき、地域住民の健康の保持及び増進を図る事業に取り組むなど、様々な事業を通じて区民の健康を支えています。

現在、区の保健所では次のような業務を行っています。

(1) 保健企画課

①保健企画

健康づくりの普及啓発を目的として、生活習慣病予防対策や食育推進事業を実施しています。また、健康増進法や東京都受動喫煙防止条例に基づき、受動喫煙防止対策に取り組んでいます。

②区民健診

健康増進法第19条の2に基づき、区は各種の健（検）診を行い、がんなどの疾病を早期発見し、早期治療につなげるとともに健康管理に関する知識の普及を行っています。

③国保保健事業

国民健康保険に加入している被保険者の健康の維持・向上と医療費適正化に向けて、データヘルス計画を策定し、各種保健事業を実施しています。

④地域医療

区内において適切な医療を効率的に提供できる体制の構築に向けて、休日医療・歯科医療拠点事業や小児初期救急医療事業を実施しています。

(2) 保健予防課

①予防対策

感染症の予防及び区民の健康増進のため、定期・任意予防接種事業の運営や、国民健康・栄養調査、特定給食施設指導、食品表示法保健事項及び健康増進法第65条に関する相談・指導等を行っています。

②大気汚染医療費助成

大気汚染の影響を受けると推定される（気管支ぜん息、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気腫（続発症を含む））の罹患者に対して健康障害の救済支援を行っています。

③結核予防

結核患者に対して、病状や服薬中断のリスクに応じた療養支援を行っています。積極的疫学調査を実施し感染源や感染経路の確認を行うとともに、適切な接触者検診で感染者の早期発見に努め、感染拡大防止に取り組んでいます。

④感染予防

感染症発生時には、感染拡大防止のための具体的な対応方法や、平時からの感染症予防対策について助言・指導を実施しています。感染症発生動向調査により、感染症患者発生届数の推移について把握しています。

⑤精神保健支援

保健所保健予防課・精神保健支援係では、主に医療保護入院の区長同意に関する事務、精神保健福祉法第23条通報に関する業務（警察官通報に関する事務、措置入院者退院後支援等）、自殺対策などを担っており、区内に複数存在する主な精神保健支援関連所管の一部となっています。

(3) 生活衛生課

①衛生環境

ねずみ・衛生害虫等の防除相談やあき地の除草対策のほか、生活の安全と衛生の確保のためにハクビシン等の駆除事業を行っています。

②愛護動物との共生推進

狂犬病予防法に基づき、飼い犬の登録や狂犬病予防定期集合注射を実施しています。また、ペットにかかる相談・苦情対応、飼い主のいない猫対策事業、ペットの適正飼養に関する普及啓発を行っています。

③食品衛生監視

食品に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の食生活の安全と健康の保護を図ることを目的に、食品関係施設の許認可、監視指導、違反食品や苦情・食中毒事件への対応を行っています。

④医薬環境衛生監視・衛生検査

診療所・歯科診療所・薬局・ドラッグストア等の医療・薬事等施設や理美容所・公衆浴場・旅館業等の環境衛生施設に対する許可・届出等事務を行うとともに、これらの施設に対する監視指導を実施し、区民生活の安全と衛生確保を図っています。また、地域保健法に基づき、感染症予防や食品衛生・環境衛生等に係る衛生検査を実施しています。

V 整備概要

(1) 執務スペース

- 事務スペース（保健企画課、保健予防課、生活衛生課）
- 会議室（医療関係審査会、打合せなど）
- 講堂、研修室（区民向け講習会、職員研修などの実施など）

(2) 診療・検査スペース

- 診察室（予診、HIV 検査等の結果通告など）
- 処置室（HIV 検査等採血実施など）
- X 線室（結核接触者検診等のための胸部レントゲン撮影など）
- 衛生検査室（食品等の細菌検査などの実施など）

(3) 共用スペース

- 駐車場、エレベーター、待合室、階段、トイレなど

※その他、健康危機管理拠点としての機能について検討します。

VI 整備スケジュール（予定）

令和7年度（2025年度）	基本方針決定
令和8年度（2026年度）～令和9年度（2027年度）	基本計画決定・地質調査
令和10年度（2028年度）～令和11年度（2029年度）	解体設計・基本設計・実施設計
令和12年度（2030年度）～令和14年度（2032年度）	解体・建築工事
令和15年度（2033年度）	開設

VII 移転後の保健所跡地について

移転後の保健所跡地には障害者福祉会館を移転整備するとともに、障害者福祉施設の複合施設の整備を検討します。